

危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方へ

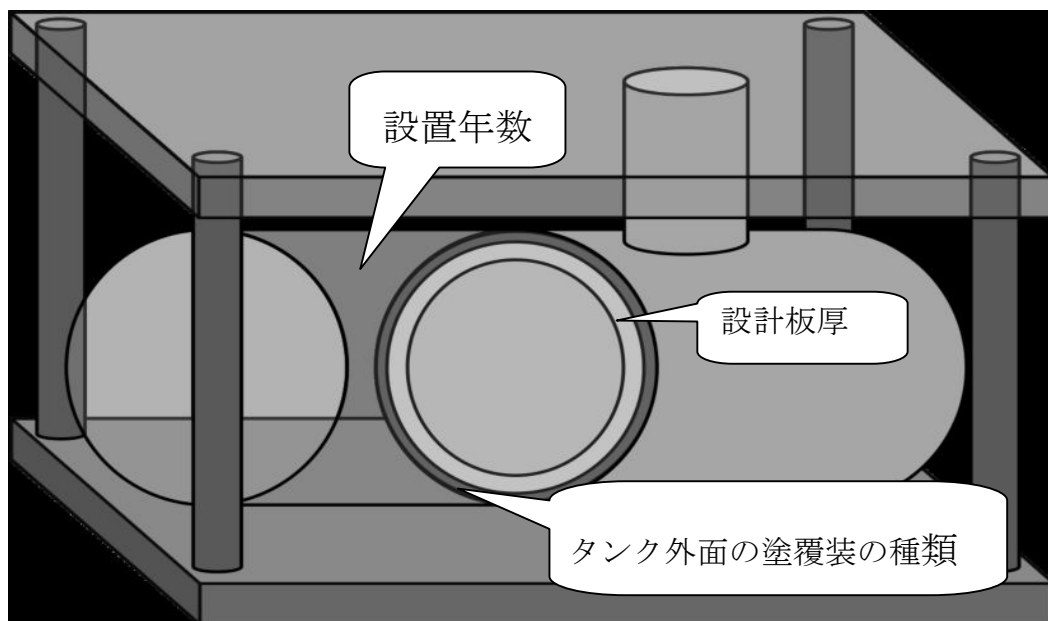
既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省令告示第246号）がそれぞれ公布され、平成23年2月1日から施行されます。

【経過措置】

「腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされ、該当タンクはその期間内に措置を行わなければいけません。

今回の改正は、地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。



【地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの例】

※設置年数…当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数。

※設計板厚…当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいう。

地下貯蔵タンク内面のコーティング等の措置を講ずる必要があるタンクは、地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち次のとおりです。

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

※設置年数	タンク外面の塗覆装の種類	※設計板厚
50年以上	アスファルト	すべての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

【腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに講ずるべき措置】

- ・内面ライニング又は電気防食

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

※設置年数	タンク外面の塗覆装の種類	※設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂及びタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

【腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置】

- ・内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置（注）

（注）例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計など。

【注意】

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があり、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、内面ライニングを施行する際に、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合等、消防法令の基準に適合しない場合は、内面ライニングが施行できないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。